



正社員以外の従業員には 解雇予告手当の支払いは不要？

Q

1年前に雇用したパートタイマーが、繰り返し無断欠勤するようになったので解雇することにしました。正社員ではないので、解雇予告手当の支払いはしなくても大丈夫ですか？



A



パートタイマーであっても、1年以上勤務している場合は、解雇予告手当の支払いが必要です。

法律上で解雇予告をしなくていいのは次の従業員だけ

- ① 日雇いで働く従業員
- ② 2か月以内の有期契約で期間の延長がない従業員
- ③ 海の家のような季節的業務で4か月以内の有期契約で働く従業員
- ④ 試用期間中の従業員（ただし、15日以上勤務すると解雇予告手当が必要）

なお、解雇予告手当を支払いすれば、簡単に解雇できるということではありません。就業規則に解雇の条件を記載した上で、上司が従業員に対して注意や指導を実施し、少なくともその記録を残しておくことが必要になります。



ご相談ください



労使トラブル、助成金・給与計算でお困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。